

別表第4（別表第2関係）

工場見学用施設

区分	仕様
1 構造・設備	(1) 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設の一部として、当該事業所で生産される物品等の製造工程等を市民が見学できること。 (2) 工場見学によって、事業所が地域等に果たしている役割を明確に説明できる施設及び設備等であること。 (3) 見学者の安全確保のため、生産施設と一定の距離が誘導用ライン、ガラス又は柵等で物理的に区分されていること。 (4) 主に販売を目的に自社製品を展示している施設又は単に絵画や写真等を展示している通路等でないこと。
2 利用方法	(1) 必要に応じ、見学者にヘルメット、帽子、衣服及び靴等を着用させること。 (2) 見学時間は、利用しやすい設定であること。 (3) 見学者から見学料等を徴収する場合は、見学内容、物品の試供等に照らし、適正な額であること。 (4) 工場見学時に誘導し、又は説明する従業員が1人以上いること。